

別冊

おいしいものがたり

～資料館資料編～ ■「船役所設置230年 大石田川船役所の日常」展より

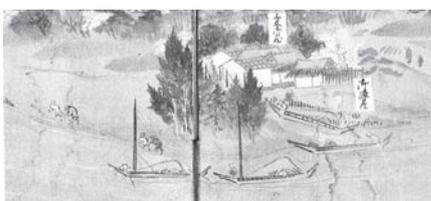
只今資料館では、「船役所設置230年 大石田川船役所の日常」展を開催中です。残り期間わずかとなったこの企画展では『大石田川舟方手控』（以下『手控』）を中心に、船役所が担っていた日常業務について紹介しています。

以前のおいしいものがたり（第127話）でも紹介されている『手控』ですが、今回はその中の「川高札写」の項をみてみます。「高札」は法令や禁令などを周知するために人通りの多い高札場に掲げられたものですが、「川高札」ですので、最上川筋に関する特記事項が記されます。『手控』に写された川高札は寛政四年（1792）に出されたもので、主に舟曳道の管理に関する内容です。

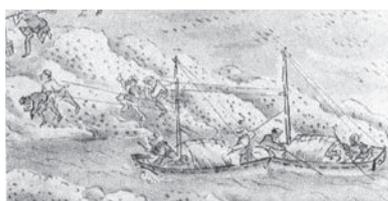
川船は下り舟では川の流れそのものが動力となりますが、上り舟の場合人力による牽引で移動しました。この牽引ロープを曳き綱といい、100m以上の長さがありました（全長を使用するのは三難所等に限り、通常は短く使用）。「舟曳道」とは曳き綱を引っ張って人足らが歩く道のことです。この舟曳道が上り舟の動力供給源ということになります。そのため川船の安全かつ円滑な運航には舟曳道を良好な状態に整備しておく必要があったわけです。

『手控』を見てみると牽引の邪魔になるのでしょうか、サケ漁のための「巻もろ」という高い小屋、川の中に石を積んだ「かき廻場」、水際から十間（18m）も川に突き出した「鳥捕わな」の設置を禁止しています。この条項の特筆すべきところは、「巻もろ」「かき廻場」「鳥捕わな」という具体的な三例を禁止しているところです。通常このような限定的な制限よりも、「舟の通行の妨げになるもの」というように、より範囲を大きくして禁止した方が都合が良いように思われます。そこを敢えて上記三つに絞っていることから、おそらくはじめは広範囲で制限したものの、何かと理由をつけてこれら三つの狩猟施設を建てる者が後を絶たず、その結果名指しで禁止せざるを得なくなった、という過程が考えられます。この条項はさらに、この三つのわなに舟を曳く綱が引っ掛かった時に、「左程之様二無之候共、彼是ねだりヶ間敷事共申掛、過分之償銭取之候ものも有之由相聞不埒至極二候」と続きます。つまり、それほど大したことでもないのに言い掛かりをつけて、過分の補償金を強請ろうとする者もあり、不埒至極であると強く咎めているのです。そして、このような狩猟施設が原因で破船や川舟の延着など年貢米や商人荷物の通船に支障が出たら、すぐさま吟味（≒逮捕）する、としています。

この川高札はごく短い文ではあるものの、最上川を生業の場としていた人々の生活やその強かさ、またそれを取り締まる役人との応酬など、江戸時代の大石田の様子の一場面を覗き見るようで大変面白いものです。



▲松川舟運図



▲松川堀替工事図

「船役所設置230年 大石田川船役所の日常」展は1月29日（日）まで



大石田町公式アカウント開設

LINEをはじめました

防災情報などを
受け取ることができます。

友だち登録を
お願いします！

登録方法

右の二次元コードを読み
取って友だちに追加して
ください。



大石田町公式LINE

防災放送の内容を

電話で確認できます

防災放送が聞き取りにくい、放送内容を確認したい等のご意見をいただき、町では防災放送確認ダイヤルサービスを開始しました。

このダイヤルは定時（夕方6時のメロディ等）放送を含め、直近の放送から8時間以内の内容を順次聞くことができます。

確認ダイヤル：0237-48-8444

■総務課総務グループ Tel.35-2111（内線218）

町の人口 令和5年1月1日現在

世帯数	2,245戸	(+5)
総人口	6,322人	(-13)
男	3,140人	(-4)
女	3,182人	(-9)

(12月中の異動)

出生	2人	転入	6人
死亡	13人	転出	8人

※この人数は外国人も含めたものです。